

騒音の防止の方法変更届出書

年 月 日

幸 田 町 長 様

届 出 書 住 所 幸田町大字菱池字元林1番地1
 氏 名 幸田株式会社
 法人にあつては 代表取締役社長 幸田太郎
 名称及び代表者名
 電 話 0564-62-1111

騒音規制法第8条第1項の規定により、騒音の防止の方法の変更について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	幸田（株）幸田工場		※整理番号	
工場又は事業場の所在地	幸田町大字〇〇字〇〇		※受理年月日	年 月 日
△騒音の防止の方法	変更前	変更後	※施設番号	
	別紙のとおり		※審査結果	
			※備考	

- 備考 1 騒音の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。また、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
- 4 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。

騒音の防止の方法

【例】

- 防音型の機械を設置する
- 敷地境界から十分距離をとる
- 近隣民家の影響の少ない場所に設置する
- 送風機（集塵機）へ吸音材を取り付ける。
- 空気圧縮機（コンプレッサー）を建屋内に設置する。